

保育の実施基準(別表1)

番号	類型	細目	保護者の状況		指数	保育 必要量	保 育 の 実 施 の 期 間
1	就 労 ※内定を含む		月 20 日以上勤務	①1 日 8 時間以上就労している。	30	標準 又は 短時間	最 長 就学前 ま で
				②1 日 6 時間以上 8 時間未満就労している。	28		
				③1 日 4 時間以上 6 時間未満就労している。	26		
			月 16 日～19 日勤務	④1 日 8 時間以上就労している。	28		
				⑤1 日 6 時間以上 8 時間未満就労している。	26		
				⑥1 日 4 時間以上 6 時間未満就労している。	22		
			月 13 日～15 日勤務	⑦1 日 8 時間以上就労している。	18		
				⑧1 日 6 時間以上 8 時間未満就労している。	16		
				⑨1 日 4 時間以上 6 時間未満就労している。	14		
2	出 産	出産予定月を中心に前後 2 か月の期間にある。			30	標準又は 短時間	5 ヶ月
3	疾 病	入院	①1 か月以上入院している又は入院予定である。		30	標準 又は 短時間	最 長 就学前 ま で
		居宅内 療養	精神疾患	②家事及び身辺処理ができない状態である。	25		
				③家事又は身辺処理ができる状態である。	20		
			一般療養	④寝たきりである。	30		
				⑤医師から 1 か月以上の安静を要すると診断を受けている。	25		
		心身 障害	⑥医師から 1 か月以上の通院加療を要すると診断を受けている。	18			
			⑦身体障害者手帳 2 級以上、療育手帳〇若しくは A 又は精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している。	30			
				⑧身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B 又は精神障害者保健福祉手帳 2 若しくは 3 級を所持している。	26		
		⑨上記以外の身体障害者手帳を所持している。			14		
4	看 護 介 護		①1 か月以上入院している親族又は入院予定である親族の入院の付添いをする。	28	標準 又は 短時間	最 長 就学前 ま で	
			②寝たきりである親族の看護又は介護を常時している。	28			
			③要介護 3 から 5 までのいずれかの認定を受けた親族又は身体障害者手帳 2 級以上、療育手帳〇若しくは A 若しくは精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している親族の看護又は介護をしている。	28			
			④要介護 1 若しくは 2 の認定を受けた親族又は身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B 若しくは精神障害者保健福祉手帳 2 級若しくは 3 級を所持している親族の看護又は介護をしている。	24			
			⑤医師から 1 か月以上の安静を要する診断を受けた親族の看護又は介護をしている。	23			
			⑥上記以外の親族の看護又は介護をしている。	14			
			5	災 害			震災、風水害、火災その他これらに類する災害を受けた住居の復旧に従事している。
6	就 学 ※予定を含む ※学校教育法に規定された学校、公共職業能力開発施設等		①月 20 日以上通学又は通所し、かつ、1 日当たり 4 時間以上就学している。	26	標準 又は 短時間	最 長 就学前 ま で	
			②月 16 日以上 19 日以下通学又は通所し、かつ、1 日当たり 4 時間以上就学している。	22			
			③月 13 日以上 15 日以下通学又は通所し、かつ、1 日当たり 4 時間以上就学している。	14			
			④上記以外で就学している場合。(ただし月 13 日以上かつ 1 日 4 時間以上。)	10			
7	育児休業中 (継続利用が必要な場合)	第 2 子等の育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合。			20	短時間	必要な 期 間
8	求職活動	求職活動中である。			5	短時間	4 か月
9	特別な支援を要する世帯	児童相談関係機関が児童虐待等により特別な支援を要すると認める世帯である。			30	標準又は 短時間	必 要 な 期 間
10	配偶者の 不存在	次のいずれかの状況に該当している。 ア 未婚(婚姻の届出をしないで、事実上婚姻関係と同様の事情にある者が存する場合を除く。)である。 イ 配偶者と離婚した。 ウ 配偶者と離婚協議中で別居している。 エ 配偶者が死亡した。			30	標準 又は 短時間	最 長 就学前 ま で
11	その他	保護者が上記の類型に類する状況にあつて、明らかに保育を必要としていると認められる。			30 ～ 5	標準 又は 短時間	必 要 な 期 間

備考 1 保護者が複数箇所に就労している場合であつて、それぞれの就労の日が異なるときはそれらの就労日数を合算した日数により、それぞれの就労の 1 日の就労時間が異なるときは平均時間(月当たりの就労時間の合計を月当たりの就労日数の合計で除して求めた時間をいう。)により、保護者の状況の区分を適用する。

- 2 保護者が1日に複数箇所就労している場合には、1か所の就労とみなして各就労時間を合算し、保護者の状況の区分を適用する。
- 3 保護者が月13日以上勤務し、1日当たり4時間以上就労している場合にあっては、休憩時間のうち1時間までを就労時間とし、この時間を合算した時間により、保護者の区分を適用する。
- 4 保護者が複数あるときは、それぞれの保護者について指数を決定する。
- 5 就労証明書等が未提出により、保護者の状況が確認できない場合は、別表1の最低点（5点）を適用する。

(別表2)

番号	条 件	調整 指数
1	虐待、家庭内暴力等のおそれがあり、社会的養護が必要であること。	30
2	ひとり親世帯であること。	20
3	家庭的保育事業等の卒園後、希望の保育所、認定こども園又は事業所内保育事業に空きがなく、入園保留となっていること。	20
4	保護者のいずれかが保育士資格、看護師資格又は准看護師資格を有しており、かつ、市内の保育園等で就労（内定を含む。）していること（転園を除く。）。	20
5	育児休業取得により一時退園（出産予定月を中心に前後2か月の期間における退園に限る。）をし、育児休業明けにより再入園を希望していること（申請児童以外の兄弟姉妹を含む。）。	14
6	生計中心者が6か月以内に失業（自己の責めに帰すべき重大な理由（雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の法令を参酌して市長が定める理由をいう。）によって解雇され、若しくは正当な理由（雇用保険法その他の法令を参酌して市長が定める正当な理由をいう。以下同じ。）がなく自己の都合によって退職し、又は正当な理由がなく自己の都合により廃業した場合を除く。）し、求職中であり、かつ、就労の必要性が高いこと。	13
7	里親世帯であること（里親申請中を含む。）。	12
8	生活保護世帯であること。	10
9	離婚調停中又は離婚裁判中であること。	9
10	保護者のいずれかが千葉県外（東京都、埼玉県及び茨城県を除く。）に単身赴任している世帯であること。	8
11	保護者のいずれかが市内の保育園等で就労（内定を含む。）していること（転園を除く。番号4とは重複しない。）。	7
12	申請児童以外の兄弟姉妹（卒園予定児を除く。）が保育園等（認定こども園にあっては、保育所等であるものに限る。以下「特定保育園等」という。）に在園していること（市内の特定保育園等に在園している兄弟姉妹に限る。）。	7
13	市外から転入することとなり、又は転入した児童に係る保育園等の利用の申込みであって、申請児童が、転入前から利用開始希望日（その利用の申込み（申込みが2回以上にわたる場合は、最初の申込み）に係る利用を希望する期間の初日をいう。）の2か月前の日後に至るまで引き続き市外の特定保育園等に在園しており、かつ、保護者のいずれもが別表第1の番号8以外の保護者の状況の区分に該当していること（市内の特定保育園等の利用が決定するまでの間に限る。）。	6
14	児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出をした認可外保育施設を有料で2か月以上（4月から保育園等を利用するための一次申込みを行った場合においては、1か月以上）利用（当該期間の各月において13日以上、1日当たり4時間以上勤務している場合に限る。）し、当該施設の証明書の提出があること（育児休業中、求職活動、就労内定又は就学予定を除く。）。	6
15	震災、風水害、火災その他これらに類する災害による避難を目的とした転入又は転入予定等であること（市内の特定保育園等の利用が決定するまでの間に限る。）。	6
16	産後休暇明け又は育児休業明けにより職場に復帰予定であること（転園を除く。番号5及び14とは重複しない。）。	5
17	申請児童又は兄弟姉妹が障害を有すること又は申請児童が医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に定める医療的ケア児であること。	5
18	兄弟姉妹が別々の特定保育園等に入園している場合において、次のいずれかの状況に該当していること。 ア 当該兄弟姉妹の在園する特定保育園等への転園を希望していること。 イ 当該兄弟姉妹が転園を希望している特定保育園等と同一の特定保育園等への転園を希望し、かつ、当該兄弟姉妹が市外の特定保育園等に在園していること。	5
19	双子が同時に市内の特定保育園等の利用申込み（転園を除く。）をしている世帯であること（三つ子以上の場合は、1人増えるごとに1点を加算するものとする。）。	4
20	兄弟姉妹2人以上で同時に市内の特定保育園等の利用申込み（転園を除く。）をしている世帯であること（番号5及び12とは重複しない。）。	4
21	小学校6年生以下の子が3人以上いる世帯であること。	3
22	保護者以外の同居の65歳未満の祖父母が別表第1の番号8以外の保護者の状況の区分のいずれにも該当しないこと。	-10
23	正当な理由なく入園を辞退し、当該年度内に再度利用申込みをしたこと。	-20
24	申請児童又は申請児童の兄弟姉妹が在園し、又は過去に在園しており、これらの者に係る保育料を保護者が正当な理由なく3か月以上滞納していること。	-30

※同点の場合の選考方法は次ページ参照

○同点の場合の選考方法・・・合計点数が同じ者の間の優先順位は、次のとおりとします。

- | | |
|---------------------------------|------------------------|
| (1) ひとり親世帯の方 | (7) 市町村民税非課税世帯の方 |
| (2) 別表1の合計点数が高い方 | (8) 市町村民税所得割のみ非課税の世帯で |
| (3) 別表2のうち上位の番号が付される方 | 在宅障害児(者)のいる世帯の方 |
| (4) 生活保護法に基づく保護を受給している方 | (9) 市町村民税所得割のみ非課税の世帯の方 |
| (5) 入園保留又は転園保留の期間が長い方 | (10) 市町村民税所得割額が低い方 |
| (6) 市町村民税非課税世帯かつ在宅障害児(者)のいる世帯の方 | |